

# 高知県立梼原高等学校

## いじめ防止基本方針



高知県立梼原高等学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要あります。

また、関係機関等の力も積極的に取り込み、いじめ問題の克服、いじめの防止等に総合的かつ効果的に取り組む必要があります。

本校は、これまで全校生徒が安心して学校生活を送り、自他ともに大切にできるよう、いじめを許さない学校づくりをしてきました。

今回、県のいじめ防止基本方針の改訂を機に、日常の指導体制を見直し、いじめ問題に対する基本認識を共有するとともに、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者は連携しながら、取り組みをさらに充実させるために、「高知県いじめ防止基本方針」に則り「高知県立椿原高等学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

# いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 基本方針の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。本基本方針は国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。

本基本方針において規定する内容のうち、県や各学校における基本方針の策定や組織体制の整備、重大事態への対処等に関する事項については、直接的には、県の行政機関や、県教育委員会が設置・管理する県立学校、知事が所轄する私立学校を対象としたものであるが、域内の市町村や市町村（学校組合）立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に当たっても参考となるものである。

また、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについては、域内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示したものである。

## 2 いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌

なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

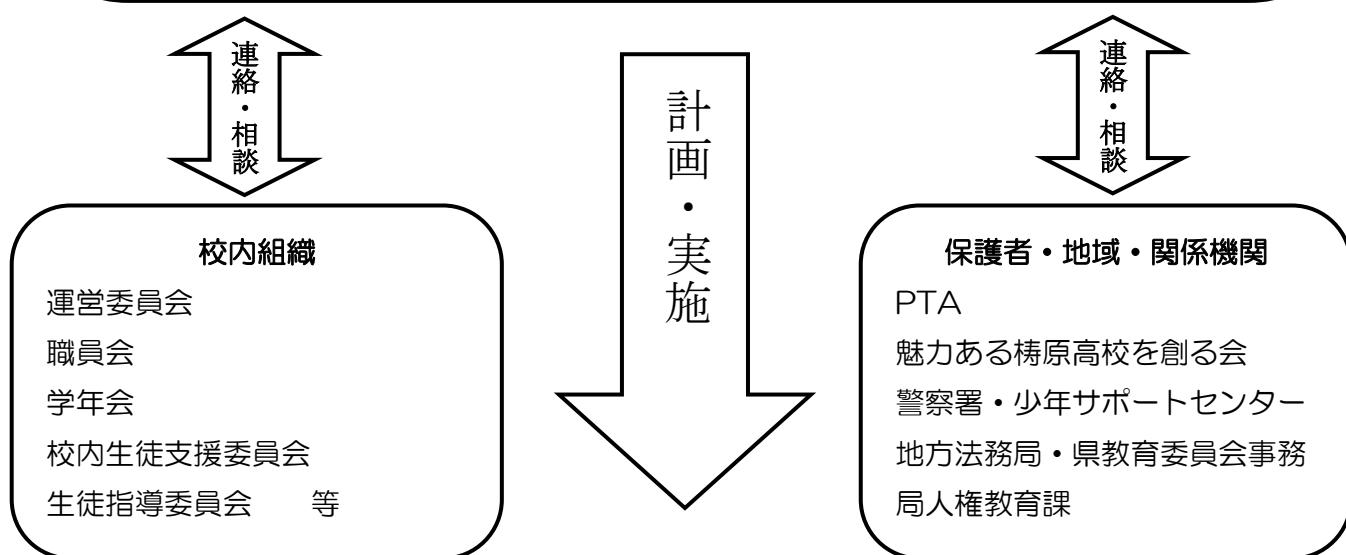
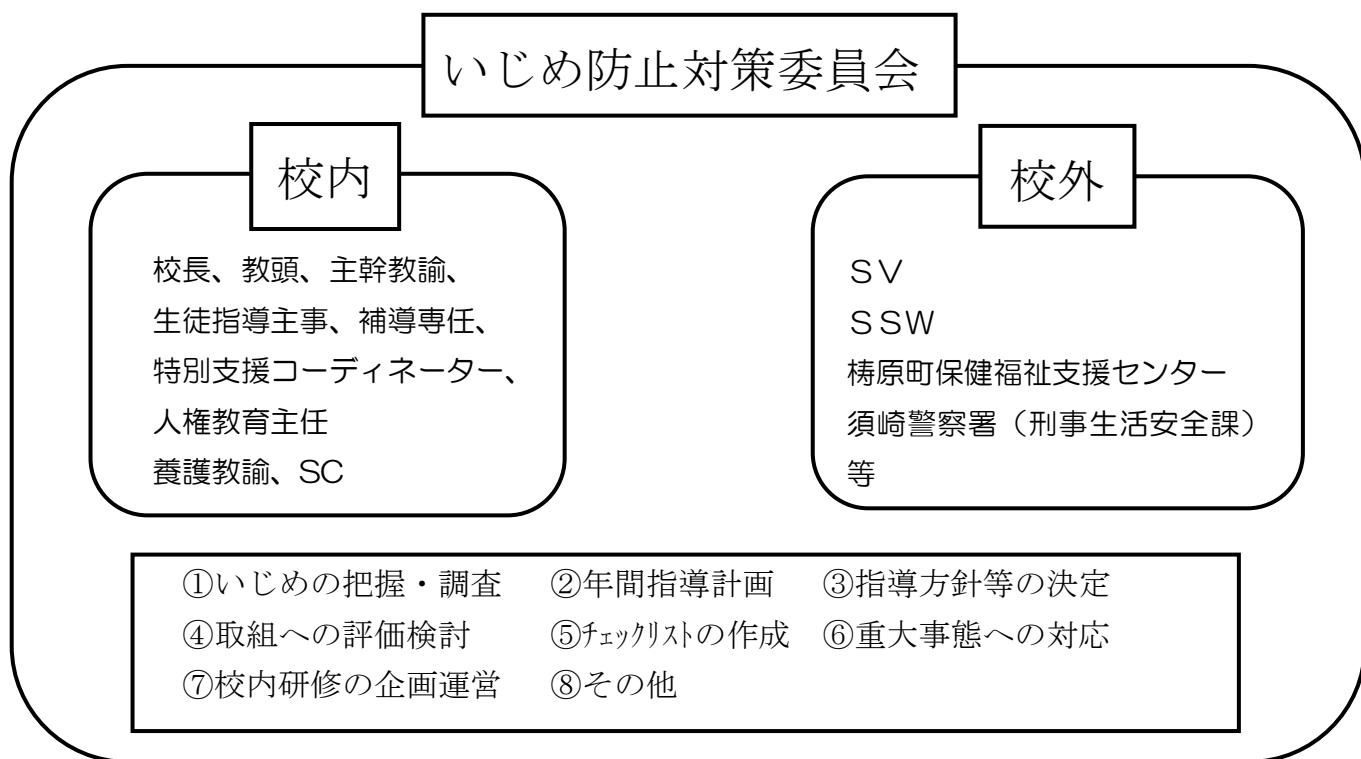
ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめ防止等の対策

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学校にも起こり得る」という認識を全教職員が持ち、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を学校に設置する。

#### (1) いじめ防止対策委員会



#### 【校内での取組み】

- ・授業改善
- ・校内生徒支援委員会
- ・いじめに関する校内研修
- ・人権教育の充実（人権 LH、人権教育デー）
- ・アンケート調査実施後の共有

#### 【学級経営】

- ・仲間づくり
- ・個人面談等の未然防止対策

## (2) 年間指導計画

いじめ問題に対する定期的アンケート調査の実施、生徒・保護者等への周知徹底方法、人権教育講演等の計画・実施、校内研修等の計画・実施を年間行事予定に組み込み、常に実態把握と啓発活動、研修に取り組むこととする。

### ① 人権教育各学年の目標、生徒への取組計画（教科、特別活動等）

学年		1 学期	2 学期	3 学期
1 学年	目標	<b>自己理解や他者理解を深め、円滑な人間関係づくりに努める。</b>		
	取組 計画	青年期と課題～性と人権 (家庭基礎) 子どもの権利と福祉 (家庭基礎) 高齢者福祉 (家庭基礎) 女性の人権 (公共) 子どもの権利条約 (公共) 仲間づくり (L H) キャリア講演会 (特別活動) 新入生歓迎遠足 (特別活動)	衣生活・住生活の中のユ ニバーサルデザイン (家庭基礎) 人権作文発表会 (特別活動)	エイズと健康 (保健体育) 進路体験発表 (特別活動)
2 学年	目標	<b>身近な人権問題を知り、それに対する自己の考え方を持つ。</b>		
	取組 計画	高齢者のための社会的取り 組み (保健体育) キャリア講演会 (特別活動) 新入生歓迎遠足 (特別活動)	就職・結婚について (L H) 人権作文発表会 (特別活動)	国際交流 (英語) 進路体験発表 (特別活動)
3 学年	目標	<b>自らの進路と向き合い、社会を担う一員としての人権意識を養う。</b>		
	取組 計画	日本国憲法 (政治・経済) 就職差別について (L H) キャリア講演会 (特別活動) 新入生歓迎遠足 (特別活動)	障害者の人権 (政治・経 済) 人権作文発表会 (特別活動)	進路体験発表 (特別活動)
<b>個別的な人権課題への取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者体験学習</li> <li>・アサーション (1・2年生)</li> <li>・人権意識アンケート、人間関係について (ASSESS : アセス)</li> <li>・協同学習による人権的な気付きを促す</li> <li>・総合的な学習の時間「YELL」に関連し、人権教育においても国際感覚を身につける。(カルチュラルアドベンチャー⇒異文化理解)</li> </ul>			<b>教職員研修</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内オリエンテーションを含め、校内人権研修に取り組む。生徒支援校内研修と連動。</li> <li>・人権に関する様々な研修会に参加する。</li> <li>・校内での生徒対象の人権教育テーマに教員も含め学校全体で積極的に参加する。</li> </ul>	

【校内生徒支援 1年間の日程】

月	内 容	メンバー
3月下旬	新入生出身中学校への聞き取り調査	教員複数名
4月	校内研修（生徒支援）・情報共有	全教員
4月	宿泊研修	1年団
4月	ホーム主任より情報収集・学年団での共有	学年会
4月	第1回校内生徒支援委員会 → 4月職員会議報告	事前に学年会
5月	第2回校内生徒支援委員会 → 5月職員会議報告	事前に学年会
6月	第3回校内生徒支援委員会 → 6月職員会議報告	事前に学年会
7月	第4回校内生徒支援委員会 → 7月職員会議報告	事前に学年会
7月	学校生活アンケート①	
7月	学校生活アンケート分析会① 7月職員会議	全教員
9月	第5回校内生徒支援委員会 → 9月職員会議報告	事前に学年会
10月	第6回校内生徒支援委員会 → 10月職員会議報告	事前に学年会
11月	第7回校内生徒支援委員会 → 11月職員会議報告	事前に学年会
12月	第8回校内生徒支援委員会 → 12月職員会議報告	事前に学年会
12月	学校生活アンケート②	
12月	学校生活アンケート分析会② 12月職員会議	全教員
1月	第9回校内生徒支援委員会 → 1月職員会議報告	事前に学年会
2月	第10回校内生徒支援委員会 → 2月職員会議報告	事前に学年会
3月	第11回校内生徒支援委員会 → 3月職員会議報告	事前に学年会
3月下旬	新入生出身中学校への聞き取り調査	教員複数名

学年会（ホーム主任からの聞き取り）⇒準備会（心の教育センター）⇒校内支援委員会  
⇒職員会議⇒学年会（場合に応じて）

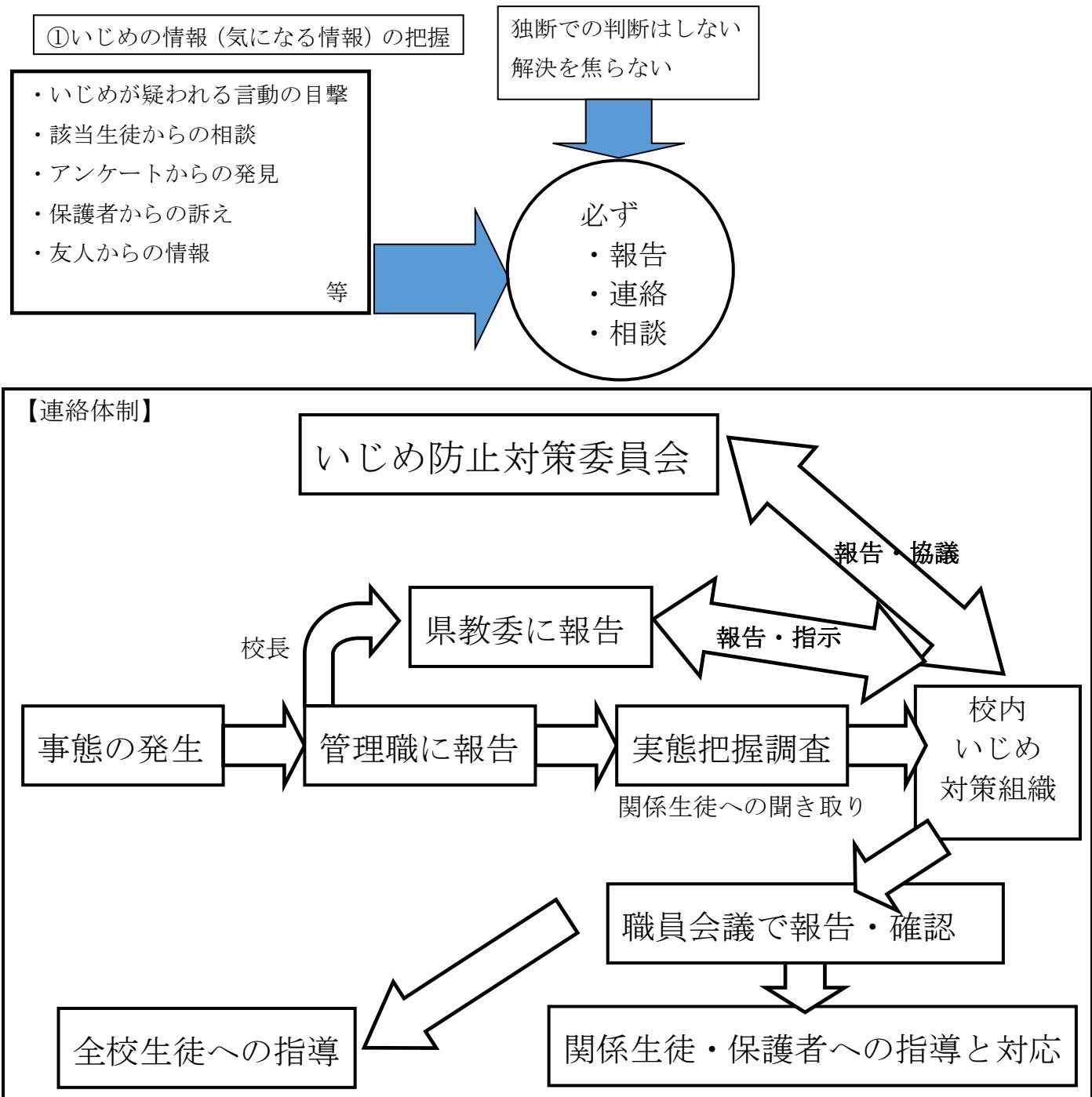
※人権推進委員会を校内生徒支援委員会と同時に開催している。

## 4 いじめの発見から解決まで

### (1) 発見の具体的手立て

- ① アンケート（定期的）学校生活アンケート、アセス等
- ② 教員の気づき（朝夕のS H・休み時間・昼休み・放課後・部活動時間など）と情報交換・共有化
- ③ 面談（面談週間・教育相談週間など）
- ④ 家庭の気づき（日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり）
- ⑤ 相談窓口の複数化（ホーム担任・保健室・部活動顧問・特別支援教育コーディネーター・人権教育主任・スクールカウンセラーなど）
- ⑥ 生徒自身による取組み（クラスの活動・生徒会・部活動・ボランティアなど）

### (2) 発見から指導にいたる組織的対応



## ②対応チームの編成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任（学年団）、ホーム担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問 等

※事案に応じて、柔軟な編成

## ③対応方針の決定・役割分担

ア 情報の収集、整理

イ 対応方針の決定

- ・緊急度の確認
- ・事情を聞き取る際や指導時に留意すべき点の確認

ウ 役割分担

- ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
- ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
- ・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

## ④事実確認と支援・指導

ア 事実確認（原因究明）

いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導・支援を行えるようにする。

聞き取りは、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。

(聞き取りの際の留意事項)

- ・複数の教員で行う。
- ・先入観に陥らないよう留意する。
- ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- ・秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
- ・聞き取りを終えたら、保護者に説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・被害生徒に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- ・特別支援教育学校コーディネーター、スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
- ・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返させないよう指導する。
- ・必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であること認識させる。
- ・反省期間が終了した後も、教員との交流の中で成長を促す。

エ 生徒全体への対応

- ・被害生徒の秘密は厳守し、その上で、るべき集団のあり方等を指導する。
- ・クラス、学校の雰囲気に常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団づくりに努める。

オ 保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことを伝え、対応を具体的に伝え、理解していただく。
- ・経過報告をこまめに行い、協力を得る。

## 5 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

### ①重大事態の発生

《重大事態に該当》

● いじめ防止対策推進法 第28条第1項

- 1 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- 2 「生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき
  - ・年間30日の欠席を目安とする
  - ・一定期間連続して欠席しているような場合

《重大事態に相当すると考えて報告するもの》

- 生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあり、被害事実があった場合
- いじめによる欠席が通算7日間を経過した場合

### 報告【1号様式】

県教育委員会が重大事態の調査主体を判断

A：学校が調査主体の場合

●調査組織の設置

(梼原高校いじめ問題調査委員会)

- ・組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成
- ・調査の対象、方法、内容等について検討し、調査を実施

●調査結果の分析、まとめ

- ・事案の背景についての分析、同種の事態の発生防止に向けた取組

●被害生徒、保護者への報告

- ・調査実施前に、調査の内容等について了解を得る。
- ・調査結果等について保護者に説明をする。

B：県教育委員会が調査主体の場合

- 高知県いじめ問題調査委員会への諮問
  - ・県教育委員会の指示のもと、資料の提出などへの調査協力  
(高知県いじめ問題調査委員会)

### 答申

- 調査の終了
  - ・事後対応への支援、指導

### 報告【2号様式】